

人材紹介に関する基本契約書

(以下甲という。)と株式会社 J A ゆうハート (以下乙という。)とは、甲からの依頼に基づき乙が甲に行う人材の紹介に関して、以下のとおり基本契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は乙に対し、甲の必要とする人材の採用のため人材の紹介を依頼し、乙はこれを承諾した。

(紹介の内容)

第2条 甲が依頼した職位、職務要件等の人材求人情報に基づき、乙は該当する候補人材を求め、該当者 (以下「丙」という。) に対するコンサルティングを実施した上で、適切と判断した丙を甲に紹介する。

2 甲は乙に対し、前項の求人の依頼に当たって、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件を文書で明示し、乙はこれを丙に明示して紹介を行うものとする。

(選考採用)

第3条 甲は、乙が前条により紹介した人材 (丙) を自ら選考の上、適当と認めた場合には、求人条件等に基づき採用する。この場合、乙は甲に必要なアドバイスを行い、その他の採用選考の支援を行うものとする。

(対価の支払及び時期)

第4条 甲は、乙が紹介した丙を採用し、入社に至った場合、人材紹介の対価として、丙に支払われる6カ月標準賃金 (諸手当込税引前総支給予定額) の10%相当額及びその消費税相当額を支払う。この場合において、甲及び乙は、丙の氏名、採用日、紹介の対価の額等必要な事項を別途の書面により確認するものとする。

2 乙が紹介した当該人材が、専ら甲の事由により退職に至った場合、いったん受領した前項の対価は返却しない。なお、当該退職が甲による前項の対価の支払い前であっても、甲の対価支払い債務は消滅しないものとする。

3 乙が紹介した丙が、専ら丙の責めに帰すべき事由により退職にいたった場合、採用日から3カ月以内に限り、第1項に定める対価の2分の1を返却するものとする。この場合、甲の依頼があれば、乙は引き続き誠意をもって別の人材の紹介を行う。

4 甲は、乙の請求書が到達した月の末日までに、第1項に定める対価及びその消費税相当額を、以下の口座に振り込むものとする。振込手数料は、甲の負担とする。

振込口座

口座番号

口座名義 株式会社 J A ゆうハート

(労働条件の明示と確認)

第5条 甲は、乙が紹介した人材について採用を決定した場合には、その者（丙）が入社するにあたって労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面の写しを乙にも交付するものとする。その書式は、別紙「雇用条件通知書」によるものとする。この場合、乙は丙に同明示書を手交し、その内容を確認する。なお、甲及び丙との間で別途雇用契約を締結するものとする。

(情報の守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本業務の遂行に関して得られた甲の会社に関する情報及び乙が紹介した人材（採用に至らなかった者を含む。）に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩することを禁止し、相互に守秘義務を負うものとする。

(契約に定めのない事項等の取扱い)

第7条 甲及び乙は、この契約に定めのない事項又は解釈上の疑義を生じた場合、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この契約書の有効期間は、 から までの1年間とする。

以上、本契約書締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通保有する。

令和 年 月 日

甲

乙 滋賀県甲賀市水口町牛飼 620-3
株式会社 J A ゆうハート
代表取締役 池村 正